



答申第539号
平成28年2月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年2月10日付け神戸市市勤第799号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 平成28年度末で神戸市のホストコンピュータが廃止されることに伴い、現在ホストコンピュータで稼働している神戸市勤労者福祉共済システムを、サーバ管理へ移行することは不可欠であり、また、新たにインターネットによる利用申込みを行うなど機能の充実を図ろうとすることは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【既存項目】

- ・勤務先
- ・会員番号
- ・氏名
- ・性別
- ・雇用形態
- ・勤務場所
- ・生年月日
- ・結婚年月日
- ・入社年月日
- ・加入年月日
- ・慶弔給付に関する記録（慶弔の種類・続柄，給付年月）

【追加項目】（サービスを受けたデータを記録）

○共通

- ・利用サービス名
- ・連絡先（住所，電話番号，メールアドレス，ID，パスワード）

○利用サービス別

- ・慶弔給付（申請日，傷病の場合の欠勤期間，給付金額）
- ・旅行割引・保養所利用（申請日，旅行社名・旅行名，利用施設，期間，同伴者数，
旅行費用，給付日・給付金額）
- ・人間ドック（申請日，受診機関，受診コース，受診日，給付日，給付金額）
- ・チケット購入（購入チケット，購入日，購入枚数，購入金額，代金支払情報）
- ・イベント参加（参加イベント，参加日，参加メンバー・年齢，参加料金，
参加費支払情報）
- ・講座助成（講座名，期間，受講料，給付日・給付金額）